

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	令和5年度第2回寒川町スポーツ推進審議会	
開催日時	令和5年11月6日(月)13時15分～14時30分	
開催場所	シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館） 会議室A・B	
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>【委員】 速水敏保、及川栄吉、大久保寧繙、山本博司、前田新一、小谷昭彦、長田勝美 （欠席者：三澤京子、毛藤まゆみ、小林哲郎）</p> <p>【町】木村町長、伊藤学び育成部長、大八木スポーツ課長、山仲主任主事、原田主事</p> <p>【傍聴者】なし</p>	
議 題	<p>(1) 寒川総合体育館空調工事及び建具等工事の概要及び進捗について</p> <p>(2) 寒川総合体育館武道場及びサブアリーナの冷暖房機設置に伴う料金設定について</p> <p>(3) その他</p>	
決定事項		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）
議事の経過	<p>1 開会</p> <p>【事務局】 本審議会は、「寒川町スポーツ推進審議会条例第1条」に定められてございます、スポーツ基本法第31条の規定に基づき設置されているものとなります。また、この会議は「寒川町審議会等の会議の公開に関する規則」に基づき、公開することとなっておりますが、本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいませんでした。また、本日の審議会の出席委員は7名でございます。三澤委員、小林委員、毛藤委員より、欠席の連絡をいただいております。また委員の出席が、過半数を超えておりますので「寒川町スポーツ推進審議会条例第7条第2項」の規程に基づき、会議を開催することといたします。</p>	

2 あいさつ 木村俊雄寒川町長

3 議事録承認委員の指名 長田委員、小谷委員を指名。

4 議題

【及川会長】

今回は報告事項として議題（１）の１件と、町長からの諮問案件であります議題（２）の１件がございます。

まず初めに、（２）について、町長より当審議会に対し、諮問文を読み上げていただきます。

【木村町長】

寒ス第６１号令和５年１１月６日、寒川町スポーツ推進審議会会長様、寒川町長木村俊雄。

寒川総合体育館武道場及びサブアリーナの空調機設置に伴う料金設定について諮問。

寒川総合体育館は年間を通して、多くの町民及び各種団体に利用されており、大規模な大会や催しも多く開催され、町民の健康づくりを担うスポーツ拠点として、また、広域避難所として大変重要な施設であります。

当施設は近年の猛暑などにより、町民がスポーツ活動等を行う場所としては厳しい環境であること、及び災害時の広域避難所として位置づけられていることを鑑み、空調設備のない武道場及びサブアリーナに空調機を設置し、スポーツ活動等を行う際はその利用者に対し、利用料金を負担していただく考え方を基本に条例整備を進めています。

スポーツ基本法第１２条は、地方公共団体は住民が身近にスポーツに親しめるようスポーツ施設の整備に努めなければならないと定めております。

そこで、施設整備に伴い、料金設定についても、現在設置しておりますメインアリーナと同等の考えにより受益者負担とし、町民への公平性が保つことができるものと判断できるため、条例改正案のとおりとすることが適切と考えているところであります。

つきましては、町民のスポーツの振興を図り町民の心身の健全な発達に寄与するための拠点施設として、空調機設置後の利用にあたり、その利用料金の設定についてご審議を賜り、ご意見をいただきたく、寒川町スポーツ推進審議会条例第３条の規定により諮問いたします。

【及川会長】

この諮問案件は、議題（２）において審議します。町長は公務のため一度退出します。

～町長退出～

（１）寒川総合体育館空調工事及び建具等工事の概要及び進捗について

【事務局】

- ・番号１から３までは武道場及びサブアリーナの空調機設置工事となり、番号４が建具等更新工事になります。
- ・契約工期につきましては、空調機設置工事につきましては、来年、令和６年３月１５日まで、建具等更新工事につきましては、令和６年１月３１日までとなっております。
- ・番号１の電気設備工事及び番号２の機械設備工事の進捗率が低くなっておりますが、年が明けましてから本格的に工事が進むため記載のとおりとなっております。予定通り進んでおりますことをご報告させていただきます。
- ・空調機設置対象施設の武道場の面積は、558 m²、サブアリーナの面積は、660 m²でございます。
- ・整備工法といたしましては、エアコン併用型輻射（ふくしゃ）式空調システムにより整備をいたします。このシステムは、エアコンの冷媒ガスを輻射パネルに循環させることにより冷暖房を行うものであります。輻射式とは、遠赤外線熱線に輻射を利用して、冷暖房を生むもので、これと対流式のエアコンを合わせ、それぞれの特性を生かした冷暖房方式でございます。

【及川会長】

今説明がありましたけれども、ご意見、質問等ありましたらお願いします。

【速水委員】

工事の期間中、武道場・サブアリーナへの利用者に対する影響や制限はどのようなになっていますか。

【事務局】

広報や、利用団体については指定管理者やスポーツ協会を通して、早めに連絡をしています。大きな大会を組んでいる団体についても、あらかじめ説明を

行っております。施設が使えない期間は、令和6年1月と2月です。予約できない期間等については、各種団体や利用者に説明を行い、ご協力をお願いしているところです。

【前田委員】

メインアリーナの用具庫についての整備は、この工事に入っているのでしょうか。

【事務局】

まず、出入り口に重い扉がついています。錠がおかしくなっている等不具合があるため、扉ごと替えます。また、メインアリーナと倉庫の境のクッション材が陥没しています。重いものを運ぶと危険性があるので、メインアリーナ用具庫の前の一部の床を替えます。用具庫の中は傷んでいるわけではないので、扉と出入り口の床を整備します。

【及川会長】

予算はどれくらいか。

【事務局】

建具等工事が、45,100,000円です。

武道場サブアリーナ空調機設置工事が、217,250,000円です。

工事全体が、262,350,000円です。

【山本委員】

LED照明の取替えについて3階部分が多いが、これはメインアリーナのLEDのことですか。

【事務局】

メインアリーナだけではなく、サブアリーナ等適宜変えていきます。

【及川会長】

ほか質問はありませんか。

質問がないようなので、議題(2)に移ります。

(2) 寒川総合体育館武道場及びサブアリーナの冷暖房機設置に伴う料金設

定について

【事務局】

- ・設置の背景といたしましては、近年の猛暑による寒川総合体育館利用者の熱中症等による事故防止や利用者からの要望、また、広域避難場所としての機能充実を目的に、現在、武道場及びサブアリーナに空調機設置工事を実施しております。
- ・令和6年3月中に工事が完了し、同年4月より新設する空調設備の供用開始を予定していることから、施設利用者に対し、利用料を徴するため、寒川町都市公園条例のほか、同条例施行規則の一部の関係例規を改正するものです。
- ・改正の内容といたしましては、現在の総合体育館の附属設備として冷暖房設備を有料としている施設はメインアリーナのみでございますが、ここで、武道場及びサブアリーナに空調設備を新設することに伴い、メインアリーナ同様、利用料金を設定するものでございます。
- ・利用料金の改正案といたしましては、サブアリーナは、1面につき、1時間、冷暖房共に2,000円、武道場は、施設を2分割して貸し出し可能なため、2分の1面利用の場合を1時間、冷暖房共に750円、全面利用の場合を1時間、冷暖房共に1,500円と設定しております。
- ・条例改正における利用料金設定の算定根拠について、ご説明いたします。現在、工事実施中である空調機設置工事費及び空調機を稼働させた際に発生する1時間ごとの光熱費を基に、空調機の減価償却期間である15年間の想定費用額の合計額を減価償却対象費用として算出しております。この減価償却対象費用と耐用年数及び年間の開館時間で割り出して算出した1時間当たりの減価償却額に、武道場とサブアリーナのそれぞれの施設の面積案分率を乗じると、先ほどの各施設の改正案の金額となります。
- ・冷暖房費を同額としておりますのは、この度、設置する空調設備による光熱費の時間単価を設計業者が算出した結果、冷暖房ともに同額であったことから、差を設けてございません。
- ・近隣市体育館のうち、茅ヶ崎市を除き、サブアリーナ又は武道場に空調設備を設置し、利用料金を設定している施設を抽出し、1時間当たりの利用料を掲載しております。それぞれ、面積は異なりますが、この度、寒川町において設定する利用料金は、ほぼ同等なものとなり、利用者負担として妥当な金額と考えます。

【及川会長】

今説明がありましたことについて、ご意見、質問等ありましたらお願いします。

【大久保委員】

資料番号2-4について、冷房と暖房では電気代金が違う。よその施設を見ると、横須賀の方は冷房の方が高い、藤沢の方は暖房の方が高い。寒川の場合は、一緒の金額という考え方でしょうか。

【事務局】

現在、寒川総合体育館についても、メインアリーナは、冷房と暖房で料金に差を設けています。これは空調方式の違いによるものです。メインアリーナは、多くのエネルギーを使用する吸収式冷温水発生機を活用して運用しています。今回は、お示しした輻射式パネルとエアコンの併設した設計を行っており、設計業者が算出したところ冷暖房ともに消費電力等は一致したので同額としています。

【山本委員】

最初の1時間使って、次の1時間は使わないで、最後1時間使うという使い方はできるのか。

【事務局】

できます。

【山本委員】

空調機の操作は体育館側で行うと思うのですが、使う側からしてみれば冷房費を払っているのだから、入ったときには冷房が効いている状態で涼しくあってほしいといった要望もでてくるのではないかと。利用時間の前もって稼働していただけるのでしょうか。

【事務局】

現在、例えばメインアリーナで9時から試合が始まるといった時には、9時には冷えている状態ができるように指定管理者の方で配慮して運用しています。

【及川会長】

小谷委員、客観的にこの金額等は妥当ですかね。

【小谷委員】

工法、空調方式の違い等によりいろいろと違いは出てくるでしょうけども、それぞれの実情に合わせた形で調査等されたうえで、算出されたものということですので妥当であると思います。

【及川会長】

電気料金、ガス料金が高くなっている現状があります。将来、料金については、見直しとかの可能性はゼロなのでしょうか。寒川町での単独で決めるのでしょうか。他市を参考にするのでしょうか。

【事務局】

今回の利用料の案は、上限となります。料金設定については、指定管理者が町長の承認を受け、料金設定することができます。

【及川会長】

他に質問はございませんか。

～質問なし～

【及川会長】

質問はないようですので議題2を終了します。

諮問内容については、適当と認めるということによろしいでしょうか。

～異議なし～

答申の準備が整うまで休憩とします。

～町長入室～

それでは、町長に答申をいたします。

寒ス審第4号、令和5年11月6日、寒川町長木村俊雄様、寒川町スポーツ推進審議会会長及川栄吉。

寒川総合体育館武道場及びサブアリーナの空調機設置に伴う料金設定について答申。

令和5年11月6日付け寒ス第61号で諮問のあった標記のことについて、当

	<p>審議会において審議を行った結果、次のとおり答申します。</p> <p>寒川総合体育館は年間を通して、多くの町民及び各種団体に利用されており、大規模な大会や催しも多く開催され、町民の健康づくりを担うスポーツ拠点として、また、広域避難所として大変重要な施設であります。</p> <p>当施設は近年の猛暑などにより、町民がスポーツ活動等を行うには厳しい環境であること、及び広域避難所として位置づけられていることを鑑み、空調設備のない武道場及びサブアリーナに空調機を設置し、スポーツ活動等を行う際はその利用者に対し、利用料金を負担していただく考えについては、適当であると考えます。</p> <p>また、料金設定についても、現在設置しておりますメインアリーナと同等の考えにより受益者負担とし、町民への公平性を保つことができるものと判断できるため、条例改正案のとおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(3) その他</p> <p>【事務局】</p> <p>三澤委員が、9月末に行われた第56回全日本女子弓道選手権大会皇后盃、弓道界の最高峰の大会で、昨年の優勝に続き、今年は、準優勝の成績を収められましたのでご報告させていただきます。</p> <p>5 閉会 山本副会長</p> <p>～会議終了後 工事箇所視察～</p>
<p>配付資料</p>	<p>資料番号1-1：令和5年度 工事執行状況表（寒川総合体育館）</p> <p>資料番号1-2：武道場及びサブアリーナ空調機設置工事概要</p> <p>資料番号1-3：空調機設置イメージ</p> <p>資料番号1-4：輻射パネル・エアコン配置図</p> <p>資料番号1-5：総合体育館建具等更新工事概要</p> <p>資料番号2-1：寒川町都市公園条例</p> <p>資料番号2-2：寒川町都市公園条例新旧対照表</p> <p>資料番号2-3：寒川町都市公園条例施行規則新旧対照表</p> <p>資料番号2-4：県内市町村体育館空調料金比較表</p> <p>資料番号2-5：寒川総合体育館パンフレット</p>

